平成２８年（フ）第６８号
茨城県取手市戸頭６丁目21番２－101号
債務者　濵崎マリコ
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
長野県飯田市下殿岡12番地３
債務者　東垣外　勉
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２２３号
大阪府和泉市上町580番地の１－３－302、申立時の住所大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２－810号
債務者　堤　　公子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２９８号
兵庫県尼崎市浜３丁目５番16－205号、前住所兵庫県川西市緑台１丁目７番地の２
債務者　木村　祐介
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９４号
奈良県大和高田市中三倉堂１丁目６番23号ヌーベル上島Ａ棟206号
債務者　山口　雅彰
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
徳島県徳島市三軒屋町外24番地の50　コーポ三軒屋202、旧住所徳島県徳島市南昭和町１丁目９番地の６　プレシオン南昭和401号
債務者　山谷　　誠（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９３号
徳島県徳島市北矢三町２丁目７番９号　片原荘、旧住所徳島県徳島市北島田町３丁目29番地の１
債務者　中川　文子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０３号
大分県別府市大字鶴見500番地の18
債務者　秦　　真理
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７号
大分市新春日町１丁目３番39号（ブランシェール春日205）
債務者　合田　隆則
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７８号
大分市仲西町１丁目10番４号
債務者　工藤ハル子こと　工藤はる子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４号
宮城県栗原市一迫真坂字清水ヶ袋46番地
債務者　佐藤　弘幸
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
宮城県大崎市鹿島台平渡字上敷18番地20　上敷荘
債務者　鈴木　真理
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
千葉県野田市清水802番地の22　マスカレード102
債務者　佐藤　直亮
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７５号
千葉県柏市明原１丁目10番５－306号
債務者　佐藤　早苗
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２３号
兵庫県尼崎市名神町２丁目９番18号　ファミーユ池田201号　濱方
債務者　土井代志子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１４号
兵庫県芦屋市東芦屋町８番５－206号
債務者　成瀬　　新
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係